

## 吸収合併に係る事前開示書類

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 191 条に定める事項)

2026 年 4 月 3 日

株式会社佐藤渡辺

2026年4月3日

## 吸収合併に係る事前開示書類

東京都港区南麻布一丁目18番4号  
株式会社佐藤渡辺  
代表取締役社長 鎌田 修治

株式会社佐藤渡辺（以下、「当社」といいます。）は、2026年4月1日付であすなろ道路株式会社（以下、「あすなろ道路」といいます。）との間で締結した合併契約書に基づき、2026年6月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、あすなろ道路を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下、「本合併」といいます。）を行うことといたしました。

なお、本合併は完全親子会社間の無対価合併につき、吸収合併存続会社においては会社法第796条第2項に定める簡易合併、吸収合併消滅会社においては会社法第784条第1項に定める略式合併となります。

### 記

1. 吸収合併契約の内容  
別紙1のとおりです。
2. 合併対価の相当性に関する事項  
完全親子間会社の合併につき、合併対価の交付はありません。
3. 合併対価について参考となるべき事項  
該当事項はありません。
4. 吸収合併に係る新株予約権の定めに関する事項  
該当事項はありません。

## 5. 計算書類等に関する事項

### 【吸収合併存続会社】

#### (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

吸収合併存続会社は、有価証券報告書および半期報告書を関東財務局に提出しています。最終事業年度に係る計算書類等については、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）によりご覧いただけます。

#### (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

#### (3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

### 【吸収合併消滅会社】

#### (1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

最終事業年度に係る計算書類等は、別紙2のとおりです。

#### (2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

#### (3) 最終事業年度の末日後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容

該当事項はありません。

## 6. 吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項

本合併効力発生日以後の吸収合併存続会社の資産の額は、債務の額を十分に上回ることが見込まれます。また、本合併効力発生日以後の吸収合併存続会社の収益状況及びキャッシュ・フローの状況につきまして、吸収合併存続会社の債務履行に支障を及ぼすような事態は、現在のところ予想されておりません。従いまして、本合併効力発生日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みはあるものと判断しております。

## 7. 事前開示開始日後に上記に掲げる事項に変更が生じたときは、変更後の当該事項を直ちに開示いたします。

以上



合併契約書

株式会社佐藤渡辺（以下「甲」という。）及びあすなろ道路株式会社（以下「乙」という。）は、両社の合併（以下「本合併」という。）に関して次のとおり吸収合併契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（合併の形式）

甲、乙は、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社として合併する。

2 本合併に係る吸収合併存続会社及び吸収合併消滅会社の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 吸収合併存続会社（甲）

商号 株式会社佐藤渡辺

住所 東京都港区南麻布一丁目18番4号

(2) 吸収合併消滅会社（乙）

商号 あすなろ道路株式会社

住所 北海道札幌市中央区南一条東一丁目2番地の1

第2条（無対価合併）

本合併は、完全親会社である甲と完全子会社である乙との合併であることから、無対価合併とし、甲は、本合併に際し、乙の株主に対して普通株式その他の株式を割当交付せず、乙の株式は、効力発生日に消滅することとする。

第3条（効力発生日）

本合併の効力発生日は、2026年6月1日とする。ただし、合併手続きの進行に応じ必要があるときは、甲及び乙が協議の上、これを変更することができる。

第4条（財産の引継ぎ）

乙は、2025年3月31日現在の貸借対照表、財産目録その他同日現在の計算を基礎とし、これに効力発生日の前日までの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務を効力発生日に甲に引き継ぎ、甲はこれを承継するものとする。

第5条（善管注意義務）

甲、乙は、本契約締結後効力発生日に至るまで、善良なる管理者の注意をもってそれぞれ業務の執行及び財産の管理運営を行い、その財産及び権利義務に重要な影響を及ぼす行為を行う場合には、あらかじめ甲及び乙が協議の上これを行う。

第6条（従業員の処遇）

甲は、効力発生日において、乙の従業員を甲の従業員として引続き雇用する。ただし、勤務年数については、乙における年数を通算するものとし、その他の細目については甲及び乙が協議の上、決定する。

第7条（合併承認）

甲及び乙は、本合併は、甲にとって簡易合併、乙にとって略式合併の要件を満たすことを相互に確認する。

第8条（合併条件の変更等）

本契約締結の日から効力発生日に至るまでの間において、天災地変その他の事由により、甲、乙の財産若しくは事業運営に重大な変動を生じたときは、甲及び乙が協議の上、合併条件を変更し、又は本契約を解除することができる。

第9条（本契約に定めのない事項）

本契約に定める事項のほか、合併に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い甲及び乙が協議の上、これを決定する。

本契約の締結を証するため、本書1通を作成し、各自記名押印のうえ、甲が保管し、その写しを乙が保有する。

2026年4月1日

(甲) 東京都港区南麻布1丁目18番4号

株式会社佐藤渡辺

代表取締役 鎌田修治

(乙) 札幌市中央区南一条東一丁目2番地の1

あすなろ道路株式会社

代表取締役社長 岡村秀豊

## 貸借対照表

2025年3月31日現在

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	(820,696,959)	I 流動負債	(109,979,281)
現金預金	637,109,279	工事未払金	43,938,962
受取手形	5,924,110	リース債務	6,067,200
完成工事未収入金	141,348,622	未払金	4,137,106
販売用不動産	1,487,416	未払費用	8,762,739
未成工事支出金	710,011	未払法人税等	10,155,200
材料貯蔵品	22,799,471	未成工事受入金	8,359,000
前払費用	6,373,437	未払消費税	2,607,642
未収入金	3,027,720	預り金	3,779,380
仮払金	771,927	前受収益	-
立替金	1,973,966	賞与引当金	20,705,052
短期保証金	55,000	完成工事補償引当金	1,467,000
貸倒引当金	△884,000		
II 固定資産	(294,635,753)	II 固定負債	(75,442,000)
有形固定資産	(258,814,705)	リース債務	14,983,600
建物・構築物	158,073,209	退職給付引当金	60,458,400
機械・運搬具	38,489,603		
工具器具・備品	4,601,093	負債合計	185,421,281
土地	34,800,000	純資産の部	
リース資産	21,050,800	株主資本	
一括償却資産	1,800,000	I 資本金	(80,000,000)
建設仮勘定	-	II 資本剰余金	(723,000,000)
無形固定資産	(5,124,498)	その他資本剰余金	723,000,000
ソフトウェア	4,645,833	III 利益剰余金	(126,911,431)
電話加入権	57,000	利益準備金	20,000,000
その他無形固定資産	421,665	その他利益剰余金	(106,911,431)
投資その他の資産	(30,696,550)	繰越利益剰余金	106,911,431
出資金	50,000		
長期保証金	1,646,550	純資産合計	929,911,431
繰延税金資産	29,000,000	負債・純資産合計	1,115,332,712
資産合計	1,115,332,712		



# 株主資本等変動計算書

自 2024 年 4 月 1 日  
至 2025 年 3 月 31 日

	株 主 資 本									純資産 合 計
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				合 計	
		資 本 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	合 計	利益準備金	そ の 他 剰 余 金		合 計		
						別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
<b>当 期 首 残 高</b>	80,000,000		723,000,000	723,000,000	20,000,000		54,334,031	74,334,031	877,334,031	877,334,031
新 株 の 発 行				-				-	-	-
剰 余 金 の 配 当				-				-	-	-
当 期 純 利 益 また は 当 期 純 損 失 ( △ )				-			52,577,400	52,577,400	52,577,400	52,577,400
利 益 準 備 金 の 積 立 ・ 取 崩				-				-	-	-
別 途 積 立 金 の 積 立 ・ 取 崩				-				-	-	-
<b>当 期 変 動 額 合 計</b>	-	-	-	-	-	-	52,577,400	52,577,400	52,577,400	52,577,400
<b>当 期 末 残 高</b>	80,000,000	-	723,000,000	723,000,000	20,000,000	-	106,911,431	126,911,431	929,911,431	929,911,431

# 個別注記表

## I 重要な会計方針に係る事項に関する注記

### 1. 資産の評価基準および評価方法

- ① 有価証券（子会社株式以外の有価証券）
  - ・ 時価のあるもの  
決算日の市場価格等にもとづく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）
  - ・ 時価のないもの  
移動平均法による原価法
- ② たな卸資産の評価基準および評価方法
  - ・ 販売用不動産および不動産事業支出金  
個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。）
  - ・ 未成工事支出金  
個別法による原価法

### 2. 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産  
定率法。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）、および2016年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を含む）、構築物については定額法を採用しております。  
なお、耐用年数および残存価額については、原則として法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。
- ② 無形固定資産  
定額法  
なお、償却年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）にもとづく定額法によっております。
- ③ リース資産
  - ・ 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法によっております。
  - ・ 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法によっております。

### 3. 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金  
債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金  
役員および社員に対して支給する賞与に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度対応額を計上しております。
- ③ 完成工事補償引当金  
完成工事に係るかし担保の費用に備えるため、当事業年度の完成工事高に対する将来の見積補償額にもとづいて計上しております。
- ④ 退職給付引当金  
社員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務を自己都合要支給額方式にて計上しております。  
なお、期末日までに退職した社員への未払の退職金は、支給する退職金の額を退職給与引当金から未払金に振替えております。

### 4. その他計算書類作成のための基本となる事項

- ① 収益および費用の計上基準  
舗装・土木等の建設工事に関し、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、発生したコストに基づくインプット法により収益を認識する方法としております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事については、一定期間にわたり、収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準により収益を認識します。

## II 会計方針の変更に関する注記

### 1. 収益および費用の計上基準

#### ① 会計方針の変更の内容および理由

当事業年度より、舗装・土木等の建設工事に関し、一定の期間にわたり履行義務が充足される契約については、発生したコストに基づくインプット法により収益を認識する方法としております。なお、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い工事については、一定期間にわたり、収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。また、履行義務の充足に係る進捗度を合理的に見積ることができないが、発生する費用を回収することが見込まれる場合には、原価回収基準により収益を認識します。

#### ② 計算書類の主な項目に対する影響額

当事業年度の貸借対照表および損益計算書に与える影響はありません。

## III 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当事業年度の末日における発行済株式の数 400,000 株

2. 当事業年度中におこなった剰余金の配当に関する事項

#### ① 配当金支払額等

該当する事項はありません。

#### ② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生が翌期になるもの

該当する事項はありません。

## IV その他の注記

該当する事項はありません。

## 監査報告書

私は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第53期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法および結果につき、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法およびその内容

私は、取締役および社員等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な議事録および決裁書類等を閲覧し、取締役および社員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、業務および財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿およびこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

#### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

計算書類およびその附属明細書は、会社の財産および損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2025年 5月 13日

あすなろ道路株式会社

監査役

石井哲也 